厚生常任委員会

令和2年9月15日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎濱 眞理子○横田 敏文井川 靖広小城 世督株 吉晴坂口 議長

2. 理事者出席者

乾 町 長 中西 和夫 副 町 長 善亮 西巻 昭男 総務部長 住民生活部長 加藤 惠三 福祉子ども課長 中尾 歩美 同課長補佐 西川美奈子 長寿福祉課長 同課長補佐 中原 潤 細川 友希 健康対策課長 北典子 同課長補佐 徳田 貴世 国保医療課長 安藤 晴康 同課長補佐 冨井 千晶 曽谷 博一 環境対策課長 同課長補佐 東浦 寿也 住 民 課 長 関口 修

3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 同 係 長 岡田 光代

4. 審查事項

別紙のとおり

開会(午前9時00分)

署名委員 横田委員、溝部委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、 本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、横田委員、溝部委員のお二人を指名いたします。お二 人にはよろしくお願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1.付託議案、(1)議案第32号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。 安藤国保医療課長。

国保医療課長

おはようございます。それでは、議案第32号 斑鳩町国民健康保険税条 例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療課長

それでは、条例の改正内容につきましてご説明申しあげます。議案書の末尾の条例(要旨)をご覧いただきたいと思います。条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただき、本要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご了承賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、令和2年度の地方 税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第 5号)が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、本条例において所要 の改正を行うものでございます。

1. 改正内容であります。低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を創設するものでございます。これは、地方税法上の特別控除が設けられたもので、国民健康保険税の所得割の賦課におきまして、該当する被保険者には、この特別控除を適用した後の金額で計算を行うものでございます。2. 施行期日等でございます。(1) 施行期日は、令和3年1月1日から施行することとしており、(2) 適用区分でございますが、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

以上、本条例の改正内容でございます。何卒温かいご審議を賜りまして、 原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。中川委員。

中川委員

今もまだ資産割って、国民健康保険税にかかってんの。

委員長

安藤国保医療課長。

国保医療

現在は資産割はなくなっております。

課長

中川委員

低未利用土地等というのはどんな土地やねんやろ。

国保医療課長

これは都市計画区域内にあります空き家等、そういう空き家等が増加に伴いましてですね、景観等の悪化を解消するために今回こういう特例制度が、 税法上の特例制度が設けられたというものでございます。

中川委員

低未利用土地とていうのはどんな土地やのって聞いてる。

国保医療

課長

いわゆる休眠状態となった土地というんでしょうか、放置された土地とい うんでしょうか、それとその上にある建物というようなことでございます。 中川委員

なんかあいまいな土地っていうか、これはそれに当てはまるのか、こっち は当てはまらへんのかとか、きっちりした線引きってないの。こういう建物 ですよ、こういう土地ですよ、というような、何年以上空き家になってると か、ようわからん土地やな。

委員長

西巻総務部長。

総務部長 定義と申しますか、保有期間が5年を超えまして、建物等を含めた譲渡価 格が500万円以下の要件を満たすものということで定義されております。

中川委員

その土地と、この国保税とどんな関係があんねやろ。

国保医療

課長

国保税の所得割を計算する際に、総所得、あと長期譲渡所得等がございま すので、その長期譲渡所得のひとつということでございます。

委員長

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決す ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第32号については、当委員会として、 満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第33号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を 改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 安藤国保医療課長。

国保医療 課長

議案第33号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療課長

それでは、条例の改正内容につきましてご説明申しあげます。議案書の末尾の条例(要旨)をご覧いただきたいと思います。なお、条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただき、本要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご了承賜りますようお願い申しあげます。

今回の後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、令和2年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が令和 2年3月31日に公布されたことに伴い、本条例において所要の改正を行う ものでございます。

1. 改正内容であります。特例基準割合の名称を、延滞金特例基準割合に 改めるものでございます。2. 施行期日等でございます。(1) 施行期日は、 令和3年1月1日から施行することとしており、(2) 適用区分は、施行日 以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前に対応する延滞金に つきましては、なお従前の例によります。

以上、本条例の改正内容でございます。何卒温かいご審議賜りまして、原 案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(なし)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第33号については、当委員会として、 満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第34号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例に ついてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長

(3)議案第34号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

長寿福祉 課長

恐れ入りますが、議案書末尾に添付をさせていただいております要旨をもって説明をさせていただきます。

令和2年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する 法律(令和2年法律第5号)が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、 本条例において所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、「特例基準割合」の名称を「延滞金特例基準割合」に改めるものでございます。施行期日でございますが、令和3年1月1日から施行いたします。また、適用区分といたしまして、改正後の斑鳩町介護保険条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前に対応する延滞金については、なお従前の例によります。

なお、条例本文と新旧対象表の説明は省略をさせていただきますので、ご 了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、議案第34号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について の説明とさせていただきます。委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまし て、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(なし)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決す ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第34号については、当委員会として、 満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第37号 令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計 補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 安藤国保医療課長。

国保医療 課長

議案第37号 令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2号)について、ご説明申しあげます。

はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

課長

国保医療 今回の補正予算は、国庫支出金等の返還に係る補正予算が主なものであ り、歳入歳出それぞれ178万7千円を減額し、歳入歳出それぞれ31億6, 571万3千円とするものでございます。

> それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づき説明いたします。補 正予算書の5ページをお開きください。まず歳入でございます。第8款 諸 収入、第2項 雑入、第6目 歳入欠かん補填収入であります。歳出の前年 度繰上充用金の補正に伴う減額、及び今回の補正予算から生じた財源を歳入 欠かん補填収入で調整するものであり、178万7千円の減額補正をお願い するものでございます。

> 続いて、6ページをお開きください。歳出でございます。まず、第9款 諸 支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第3目 償還金であります。令和 元年度特定健診等県負担金等の精算に伴う超過交付分の返還が生じたこと から、112万6千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第11款 前年度繰上充用金、第1項 前年度繰上充用金、第1目 前年度繰上充用金でございます。執行額の確定に伴いまして、291万3千 円の減額補正をお願いするものでございます。

1ページにお戻りください。予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

課長

国保医療 以上、議案第37号 令和2度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号) についての説明とさせていただきます。

> よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決賜りますようよろしくお 願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(なし)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決す ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第37号については、当委員会として、 満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第38号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正 予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉

課長

それでは、(5)議案第38号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計 補正予算(第2号)につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

長寿福祉 課長 乖

はじめに、保険事業勘定でございます。今回の補正予算の主な内容は、令和元年度の本特別会計の決算額の確定に伴う繰越金と、国及び県の負担金並びに支払基金からの交付金の精算に関するものなどで、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,296万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ26億4,646万4千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。はじ めに、歳入予算でございます。第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、 第4目 地域支援事業交付金(総合事業)で28万8千円の増額補正を、第 4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第2目 地域支援事業交 付金で35万4千円の増額補正を、第5款 県支出金、第2項 県補助金、 第2目 地域支援事業交付金(総合事業)で18万円の増額補正をお願いし ております。 令和元年度の決算額の確定に伴う国庫支出金、 支払基金交付金、 県支出金の精算により生じた不足額について、令和2年度で交付されること となりますことから、その受け入れに係るものとして、増額の予算補正をお 願いするものでございます。8ページにお移りいただけますでしょうか。第 8款 繰入金、第1項 一般会計繰入金では、高齢者オンライン相談支援事 業の新設に伴う費用として204万円の増額補正を、第5目低所得者保険料 軽減繰入金では令和元年度の低所得者保険料軽減負担金の確定により28 万4千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第9款 繰越金、 第1項 繰越金で、令和元年度の本特別会計の決算において、歳入額が歳出 額を上回りましたことから、その差額7、981万8千円を令和2年度に繰 り越すことについて、増額補正をお願いするものでございます。

9ページにお移りいただけますでしょうか。続いて、歳出予算でございます。順序が逆になりますが、第4款 地域支援事業費、第3項 包括的支援事業・任意事業費で、先の歳入予算の補正でご説明をいたしました高齢者オンライン相談支援事業費用として、204万円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第5款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金について説明をいたします。令和元年度の決算額の確定により、第1目 第1

号被保険者保険料還付金で、還付すべき過年度分の保険料の見込額が確定いたしましたことから、これを還付するための経費として87万円の増額補正を、第2目 償還金では、令和元年度の決算額の確定に伴い、介護給付費に係る国及び県の負担金並びに支払基金からの交付金について、また、地域支援事業に係る国及び県の補助金について、それぞれ超過交付となりましたことから、これらを償還するための経費として226万1千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、9ページ上段にあります第3款 基金積立金、第1項 基金積立金でございます。ただ今、ご説明を申しあげました歳入と歳出の補正額において生じた差額7,779万3千円について、基金に積み立てるよう増額補正をお願いするものでございます。

次に、介護サービス事業勘定でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ161万1千円を追加し、歳入歳出それぞれは1,051万1千円とするものでございます。恐れ入りますが、補正予算書の15ページをお開きいただけますでしょうか。歳入予算でございます。第2款 繰越金、第1項 繰越金で、令和元年度の執行額の確定に伴い、歳入額が歳出額を上回ったことから、その差額161万1千円の増額補正をお願いするものでございます。16ページにお移りいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算の補正であります。第3款 予備費、第1項 予備費では、今回の予算補正から生じた財源161万1千円の留保のための増額補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則書 を朗読いたします。

(予算書朗読)

長寿福祉課長

以上、議案第38号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。

なにとぞよろしくご審議をいただきまして、原案どおり可決いただきます ようお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(なし)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第38号については、当委員会として、 満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6)議案第39号 令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補 正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 安藤国保医療課長。

国保医療 課長

議案第39号 令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申しあげます。

はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療 課長

今回の補正予算は、令和元年度会計からの繰越し、保険料の還付または広域連合への納付等に関するものでございます。歳入歳出それぞれ242万3千円を増額し、歳入歳出それぞれ4億8,962万3千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づき説明をいたします。 5ページをお開きください。まず歳入でございます。第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金であります。令和元年度の決算剰余金の確定により、228万9千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第6款 諸収入、第2項 償還金及び還付加算金、第1目 保険料還付金でございます。令和元年度中に払い戻した保険料のうち、広域連合からの保険料還付金につきまして、受入未済金、13万4千円の増額補正をお願いするも

のでございます。続きまして、6ページをお開きください。歳出でございま す。第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、第1項 後期高齢者医療広域 連合納付金、第1目 後期高齢者医療広域連合納付金でございます。繰越す る保険料を広域連合に納付することから、後期高齢者医療保険料等負担金、 242万3千円の増額補正をお願いするものでございます。

1ページにお戻りください。予算総則を朗読をいたします。

(予算総則朗読)

国保医療 課長

以上、議案第39号 令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) についてのご説明といたします。

よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決賜りますようよろしくお 願いを申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(なし)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決す ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第39号については、当委員会として、 満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2.継続審査を議題といたします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事 者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策 それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきま

課長

して、ご報告のほうさせていただきます。

奈良県北部地域におけるごみ処理広域化に関する5市町合同勉強会についてでございますが、先月の8月27日、各市町副首長の参加のもと、第13回目となります合同勉強会が開催をされました。まず、奈良市の方から、今後のスケジュールについての変更提案がございました。

資料1をご覧いただきたいと思います。まず、1ページ目は、前回の委員会の方で資料としてお渡しをさせていただいておりますが、去る7月14日に開催されました第12回合同勉強会時点における奈良市からの提案のありました当面スケジュールでございます。そして、裏面2ページ目は、今回の第13回合同勉強会において、奈良市より変更提案のありましたスケジュール案でございます。このスケジュール案の変更につきましては、奈良市からはこれまでの勉強会の内容や県内の先行事例をもとに、広域連携までのスケジュール及び検討すべき内容を示したものであり、奈良市七条地区において、「令和12年度稼働目標」という施設に、広域で参加するという方針を検討されている市町様において、今後はより具体的な議論を展開していきたいと考えている。また、事業推進協定を締結及び規約作成に向けて、運営体制、施設整備、また、それらにかかる費用分担等を、名称は現在とそのままの合同勉強会とし、今までの合同勉強会の内容から一歩踏み込んだ内容で協議を進めていき、令和3年度中を目途に事業推進協定を締結していきたいと考えているとの説明がありました。

そして、この変更提案のありましたスケジュール案も踏まえ、各市町のこの枠組みへの参加意向についての意思確認がございました。

当町といたしましては、「5市町の枠組みでごみ処理広域化を目指してまいりましたが、斑鳩町の具体的な負担額がわからない状況下では、参加の可否を判断するにあたっての材料が揃っていないと認識をしている。このことから、現時点では、斑鳩町としてごみ処理広域化に参加することについての説明責任が果たせないことから、今回、残念ながら参加することを断念する結論に至りました」との回答をしたところでございます。

また、大和郡山市においては、現有施設は、当初より奈良市・大和郡山市 の両市の地域の皆さまのご協力のもと運営をしてきており、地域の皆さまの 理解が得られる状況になければ、枠組みには参加できない。また、以後の合 同勉強会の枠組みには、これまでの合同勉強会の内容から、一歩踏み込んだ 内容で協議するという意味合いの会議であるならば、参加は可能であるとの 回答がございました。また、生駒市・平群町からは、令和12年を稼働目標 とする奈良市策定のスケジュール感とは合わず、参画をすることはできない との回答がございました。これら各市町の意向確認後、奈良市のほうからは 生駒市及び平群町に関しては、スケジュールが合わないため、枠組みに参加 できないという判断であり、この合同勉強会から抜けるということで理解を 示されました。また、大和郡山市に関しては、地元の理解が得られていない 状態では、枠組みに参加することはできないということであるが、地元の理 解がなければ事業を進めることができないことは奈良市も同じ考えであり、 地元への説明は引き続き最大限努力するという前提のもと、引き続き勉強会 への参加をお願いされ、大和郡山市からは、今回参加しない市町を除き、新 たな枠組みでこれまでの合同勉強会の内容を改めて検討するという内容の 会議ならば参加は可能と考えるとの回答をされたところでございます。

そして、当町に対しましては、具体的な負担額というのは、まず、施設規模が決まらなければ計算することはできず、今後、協議をしていく中で、明らかになってくる事項であると考えるが、それでも現時点で枠組みには参加しないという判断でいいかといった質問があり、当町からは、連携協議会設立前までに、本町が求めている参加の可否の判断を行うための斑鳩町の負担額を示していただける確約があるならば、継続して参加することは可能であると考えるが、5市町から3市町となるといったことなども含め、町長や議会へ諮ったうえで、改めて判断をさせていただきたいとの回答をしたところでございます。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(なし)

委員長 ないようですので、私から1点聞きたいんですが、この勉強会に参加する

前の経緯というのが、前の委員会でも言いましたけど、新しい委員さんには しっかりと理解していただいてない部分もあると思うんですが、この勉強会 からも脱退するというか、しないということになったら、次の何か手立てと いうのを考えないと、今の現在の伊賀市の受け入れというところにも響いて くると思うんですけども、そういったほかの案とかいうのも町としては今模 索されているというか、そんな状況でしょうか。

加藤住民生活部長。

住民生活 部長

すみません、まず今のもう1度現況のほうをご説明させていただきたいと 思います。前回の委員会でも申しあげさせていただきましたけども、今現在 5市町の勉強会の中で示されているというシミュレーションといいますの が、それぞれの市町で単独で建てた場合と広域化にした場合のコストの比較 ということで出されておりますので、具体的に施設の規模、機能等決まって いない中で、事業費全体がまず今のところ何もわからない、当然そういった ことですと、斑鳩町についての負担額も積算のしようがないというところ で、そもそも、いま判断の材料がないんですよということを申しあげさせて いただいております。

その中で前回の第13回目の会議の中で、改めてそういったことを申しあげさせていただいている中で、奈良市のほうで若干の今回スケジュールの修正というのをされております。その中で会議の中でも検討していく中で、協議をしていく中で決まっていく事項である、明らかになってくる事項であるということを奈良市の副市長さんが申されておりますので、そうした考え方が、具体的に、今うちが求めております、そういった法的な効力のある協定等を結ぶ前段階で示していただけるのか、というのをまず改めて確認をさせていただきたいというふうに思っています。

ですので、今現在、まだ枠組みは、うちとしては完全に脱退はできていない状況でございますので、そういったところをまず奈良市さんとお話をさせていただいて、方向性をどうするかというのを決めさせていただきたいと思います。あと、委員長、いま心配していただいていることにつきましては、今具体的にこういった形で動いておりますので、それと並行してあちこち動くというのは、ちょっとお話をさせていただく中でどうかというのはござい

ますので、ただ前回の会議でも申しあげましたとおり、それぞれの市町でいるいろ稼働されている施設等についても、なかなか人口の減少の中で効率よく運用ができてないというお話をも聞かせていただいておりますので、そういった情報収集については常日ごろからさせていただいておりますので、そういったところは十分検討させていただく中で、結論のほうは、また導き出していきたいというふうに考えております。

委員長

ほかにございませんか。横田委員。

横田委員

今の話ですけど、合同勉強会というのは今後も参加されていくんですか。

委員長

加藤住民生活部長。

住民生活 部長 今回、今まで5市町でやってきたものが、今のところ2つが完全に参加しないということが決まっている中で、次回の開催についてはどういった形で開催されるかいうのは、まだ決まっておりません。ただ、具体的にそういった郡山市さんですと、今まで以上の深い議論をしていくという前提なら参加するというところを申しあげておられます。斑鳩町の場合は、大前提として、今お話をしていく中で、協定を、契約を結んでいく前段階で、その負担額を示されているか、示されていないかというのをまず確認をさせていただいて、それを示されるということであれば、勉強会のほうには引き続き参加をさせていただいて、その示された負担額をもって参加するか参加しないかというのは決めていくことになると思います。ただ、示されないということがわかりますと、ちょっとそういった中では、その枠組みの中で参加をしてそのまま進むということはちょっと難しいというふうに考えております。

委員長

ほかにございませんか。中川委員。

中川委員

その協議会にする前の中で負担額、アバウトな負担額を聞いて残るという のも危ないと思うし、早々と離脱するのも今後の斑鳩町にとってもよくない のかなという思いもあるし、ずっと参加をしながら最後きっちりとした数字 が出た時点で抜けるというのは不可能なん。

委員長

乾副町長。

副町長

スケジュール、今日資料出させていただいておりますけれども、令和3年度中にというようなスケジュールになってますので、この期間の中で勉強会を続けていく中で、最終の本当の近い数字が出てくるかどうか、というところが今のところわかりませんので、それが確約できると、この中で協議していきましょうと、具体的な費用も出てきますよということであれば、勉強会に参加させていただいて、最終、金額が提示されて、これで合同でやっていくのかどうかという判断はその時点でさせていただいて、もし多額な費用が出てくるということであれば、これはまた議会にご相談申しあげて、その時の判断をさせていただきたいというふうに思います。

委員長

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1)議案第36号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子どしも課長

それでは、議案第36号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号) につきまして、住民生活部が所管する内容についてご説明申しあげます。

まず、歳入からご説明させていただきますので、補正予算書の9ページです。はじめに、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第6節 介護保険低所得者保険料軽減負担金で、令和元年度の追加交付分14万2千円の増額をお願いするものです。10ページをお

願いします。第2項 国庫補助金では、第2目 民生費国庫補助金の第1節 児童福祉費補助金で、感染症の拡大防止を目的とした相談等のオンライン化 を可能とするタブレット端末の導入費用が補助対象となることから、地域子 育て支援センターの子育て相談分として、子ども子育て支援交付金16万6 千円の増額、保育園等の児童虐待等相談分として、児童虐待・DV対策等総 合支援事業費補助金50万円の増額をお願いするものです。第3目 衛生費 国庫補助金では、第3節 母子衛生費補助金で、同様の目的のタブレット端 末等導入費用が補助対象となることから、子育て世代包括支援センターの母 子保健相談分として、妊産婦総合対策事業補助金46万6千円の増額をお願 いするものです。次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金では、第2 目 民生費県負担金の第7節 介護保険低所得者保険料軽減負担金で、国庫 負担金と同様の理由により、7万1千円の増額をお願いするものです。11 ページです。第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金の第2節 児 竜福祉費補助金で、国庫補助金で申しあげました地域子育て支援センターの 子育て相談の充実と同様の理由により、子ども・子育て支援交付金16万6 千円の増額をお願いするものです。以上が、歳入に関わる内容です。

13ページをお願いいたします。続きまして、歳出予算の補正についてです。はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、感染症の拡大防止を目的とした無料法律相談等のオンライン化を可能とするタブレット端末等の導入費用として、第12節 委託料で165万1千円、第17節 備品購入費で27万1千円の増額をお願いするものです。14ページです。第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第5目 医療対策費の第22節 償還金利子及び割引料で、令和元年度の福祉医療費助成事業県費補助金の精算に伴い、超過交付分を返還することから、311万6千円の増額をお願いするものです。第7目 障害福祉費では、第22節 償還金利子及び割引料で、令和元年度の自立支援給付費国庫負担金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから、3,401万5千円の増額をお願いするものであります。第9目 介護保険事業繰出費では、第27節 繰出金で、介護保険事業特別会計における感染症の拡大防止を目的とした高齢者相談のオンライン化を可能とするタブレット端末等の導入費用及び歳入で申しあげました低所得者保険料軽減負担金の追加交付分の財源として、あわ

せて232万4千円の増額をお願いするものです。15ページです。第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、歳入で申しあげました地域子 育て支援センターでの子育て相談のオンライン化を可能とするタブレット 端末等の導入費用として、第12節 委託料で66万1千円、第17節 備 品購入費で27万1千円の増額、また、令和元年度の子ども・子育て支援交 付金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから、第22節 償還金利 子及び割引料で188万2千円の増額をそれぞれお願いするものです。第2 目 保育園費では、町立保育園の感染症の拡大防止対策として、長時間保育 室の3密解消に必要な保育士の人件費として、第3節 職員手当等で194 万1千円の増額、歳入で申しあげました保育園等での児童虐待等相談のオン ライン化を可能とするタブレット端末等の導入費用として、第11節 役務 費で2万9千円、第14節 工事請負費で48万1千円、第17節 備品購 入費で81万2千円の増額、卒園遠足での公共交通機関による移動を貸切バ スに変更することから、その利用に要する費用として、第13節 使用料及 び賃借料で18万1千円の増額、園外保育が中止となった際に必要となる貸 切バスの取消費用として、第18節 負担金補助及び交付金で23万4千円 の増額をお願いするものです。16ページをお願いします。第4款 衛生費、 第1項 保健衛生費では、第1目 保健衛生総務費の第18節 負担金補助 及び交付金で、三室休日応急診療所における感染症の拡大防止対策として、 発熱患者等の専用の出入口や受付窓口等を設置する改修工事を行うことか ら、その当町の分担金として、331万2千円の増額をお願いするものです。 第3目 母子衛生費では、歳入で申しあげました子育て世代包括支援センタ ーでの母子保健相談のオンライン化を可能とするタブレット端末等の導入 費用として、第12節 委託料で66万1千円、第17節 備品購入費で2 7万1千円の増額をお願いするものであります。

以上、議案第36号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(なし)

委員長

次に、(2)令和3年度保育所保育料(案)について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子どしも課長

それでは、各課報告事項 (2) 令和3年度保育所保育料 (案) について、 ご報告させていただきます。

資料2の1ページ目をご覧ください。こちらは本年度の保育料徴収金額表 でございます。この表の見方でございますが、左側が、世帯の階層区分で、 中央の部分が国が示す徴収基準額、右側が町の徴収金額、いわゆる保育料の 額となります。昨年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、3歳から5 歳児の保育料は無料となっておりますので、本徴収金額表には3歳未満児の 保育料のみ記載しております。また本年度から、子育て応援宣言の町として、 3歳未満児についてもさらなる経済的負担の軽減を図り、子育て世帯を社会 全体で応援するため、これまで国基準の約85パーセントで設定しておりま した保育料を、全ての階層におきまして、国基準の80パーセントで設定し ております。資料の裏面の2ページをご覧ください。令和3年度の徴収金額 表(案)でございますが、引き続き、国基準の80パーセントで設定してま いりたいと考えております。一番下の第8階層のみ、令和2年度公定価格に よる国の基準額が、保育標準時間認定で1,170円、保育短時間認定で1, 150円増額となっておりますので、町の徴収金額につきましても、それぞ れ月額900円、約1パーセントの増額となる予定でございます。また、同 時在園の3歳未満第2子につきまして、国の基準である2分の1から、町の 独自の取り組みとして4分の1に引き下げとする軽減につきましても、継続 させていただく予定でございます。

なお、12月町議会定例会におきまして、令和3年度保育料改定に関する 条例改正の議案の上程を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。 以上、令和3年度保育所保育料(案)についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 伴委員。

伴委員 国の示す公定価格の8割と、確かこういう形でずっと見てきましてんけ

ど、いつ頃からこれ、町はやってくれてはりまんねやろ。

委員長

中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長は

令和元年度までは国の基準の85パーセントの設定だったんですけれど も、今年度、令和2年度から80パーセントに引き下げさせていただいてお ります。

委員長

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。 東浦環境対策課長。

環境対策 課長 環境対策課から、職務中に公用車の事故が発生いたしましたので、その概要をご報告させていただきます。

去る、9月11日金曜日、午後2時5分頃、当課の職員が事業系ごみ袋購入に伴う事務手続きのため、斑鳩町幸前にございます、惣菜・冷凍食品製造工場のほうへ赴き、用件を済ませ、帰庁する際、当該事業所駐車場から国道25号線へ右折進入しようといたしましたところ、国道25号線を大和郡山方面へ東進をしておりました、東大阪市の和弘運輸所属のトラックと接触するという事故が発生いたしました。当日、当該事業所へ赴いておりましたのは、環境対策課の髙橋卓寛、1人であり、左右確認が不十分であったことが原因と思われます。なお、現在、当該事故につきましては、人身事故扱いにするのか、物損事故扱いにするのかなどは未定ではありますが、示談の時期によりましては、損害賠償の額の決定及び一般会計補正予算につきまして、専決処分させていただく場合がございますので、予め、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

以上、環境対策課からのご報告とさせていただきます。

委員長

質問等ありますか。 中川委員。

中川委員

その事故で職員はケガしてないの。

委員長

東浦環境対策課長。

環境対策

当課の職員はケガはしておりません。

課長

委員長

伴委員。

伴委員

今般1人で外出されてたと、1人やったり、2人やったりとか、そういうような要件というのは、役場で決まってるわけですか。

委員長

西巻総務部長。

総務部長

その用件にもよりますけれども、1人で行く場合もございます。

委員長

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。 次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けい たします。 伴委員。

伴委員

先日の決算委員会で、不用額のところで鳩水園の案件がざっと並んでたということで質問させていただいた、その質問の中で10年以上汚泥の清掃がされてなかったと。法的には問題はないということやったんですが、されてないと。せやけどやっぱりする場合とせえへん場合で何か変わる変化といいますか、悪影響いうのはないんですかという質問をさせていただいたら、その中で水の使用量がかわってくると。掃除をしなければ水がぎょうさん要る

とような回答をいただいたところで、ちょっともうそこで分かりました、ということにして、あとは厚生委員会のほうでまた質問させていただくということで、いま質問させていただいてる。その水の量の差というのはどれぐらいの金額になるのか、ちょっとそれ知りたいのでお願いいたします。

委員長

東浦環境対策課長。

環境対策

水道使用量の差ということで、平成30年度で申しあげますと水道の使用量は25,951立米で、その水道使用料金のほうでございますが10,3 35,595円でございます、令和元年度の水道使用量につきましては13,610立米、前年度から12,341立米の減となっております。また水道の使用料金のほうでございますが、5,786,384円で、前年度と比べますと4,549,211円の減となっている状況でございます。

伴委員

ちょっとそれが気になりましてん。やっぱり汚泥を掃除するかせえへんかで、結構大きな金額の水道料金がかわってくると。そしてそれが10年間清掃されてない、その差がどんどんどんどんなってきて、今一番、入札の業者が代わって、それによってこういう事が明るみに出てくるというか、結果として出てきたというような形になってるんやと思いますねけど、今後、これからは清掃というのもちゃんとやっていただきながら無駄のない、税金ですよってに無駄のないようにと、そしてまた放流なんかも今後やり方が変わってくるん違うかなと私思いますねけど。放流なんかは結局、公共下水がもし接続できるような形になってきたら、これも変わってくると考えて、その時に水の使用量というのは大きく今度影響すると、いま、川に放流してるんじゃなくて、今度は管の中で持っていくような形になるんで、そのあたり副町長、どんなもんでんの。

委員長

乾副町長。

副町長

今、伴委員おっしゃったようにですね、放流水の量が下水道料金につながっていくということでございますので、放流の基準というのも少しちょっと

緩和されるように聞いておりますけれども、できるだけ場内の中で処理をして放流するのをできるだけ少なくなるような方向でやっていただけたら、下水道料金安価になると思います。そういう形でやっていきたいと思います。

伴委員

非常に長期間、10年間は掃除されてなかったと、せやけどそれ以前は書類がなくて分からんというような形で答弁いただきましたけど、今後、やっぱり他の施設等でもそういうことがないように。また川に放流するのが下水という形になって、もっと大きな差異になってくるん違うかなと、使用量だけじゃなくて、次はそれ以外の費用がかかってくると、そのあたりも留意して、今後やっていただくようにお願いしときます、以上です。

委員長

他にございませんか。中川委員。

中川委員

今の伴委員の質問にちょっと関連しますけど、家庭の浄化槽は年1回の清掃というのは法律上義務付けられてますわな。町の鳩水園も言えば家庭の浄化槽の大きい版やっていうふうに考えたらわかりやすいと思うねけど、それは義務付けられてないの。

委員長

東浦環境対策課長。

環境対策

課長

し尿処理施設、一般廃棄物処理施設ということでございますが、家庭のように年に1回とかそういった清掃等々の基準というのはございません。

中川委員

ほんなら、何年でもほっといたらええいうことか。

委員長

暫時休憩いたします。

(午前10時04分 休憩)

(午前10時09分 再開)

委員長

それでは再開します。 中西町長。

町 長

その放流、管理の関係でございますけども、その関係につきましては、や はり、はじめに浄化槽等の施設の違いということでございますけども、元々 は一般家庭の浄化槽というのは、管理される方というのはおられませんの で、やはり専門の方に管理をしてもらう。ただ鳩水園の場合、施設はそうい う資格の持った方が管理しておりますので、その点については定期的な点検 というのがございます。あと、汚泥の関係につきましては、ある程度溜まっ ていく中で抜いていくのがいいのか、またそのまま希釈していくのがいいの か、いろいろあると思いますけども、ただ、やっていただいてる中では、や はり希釈するよりも抜き取りの方法というのを考えてやっていくほうが、コ スト的には水道の料金がああいう形で金額になってきておりますんで、そっ ちのほうが有利ではないかというふうに思います。ただそれに伴っていろん な薬品等も使用していかなければなりません。その薬品の使用量等について も、ある程度薬品は、増えるのは増えてますけども、水道料金ほどになって いくということではないということでございます。どうかその辺は、今後い ろいろな形で、今後浄化槽の接続等もございますので、どのような形で、そ の希釈の関係等も、放流の水質の関係ですね、ある程度落としていけると思 いますので、できる限り維持費のかからない方法を考えていきたいと思いま すのでよろしくお願いします。

委員長

他にございませんか。

(なし)

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査 を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よ ろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。 なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただ きたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。中西町長。

町 長

委員の皆さまには長時間にわたり慎重審議いただきありがとうございます。当委員会に付託しておりました6議案について満場一致で原案どおり可決いただきましたこと厚くお礼を申しあげます。

また、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、5 市町の今の合同勉強会についてでございますけども、いろんな状況等変わっ てくる中でですね、見定める境というのはかなり難しいところもあると思い ますけど、各県内ですね、各施設の状況等も調査しながらですね、今後進め ていきたいというふうに思っているところでございますんで、ご理解賜りま すようお願い申しあげます。

委員長

ありがとうございました。

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(午前10時13分 閉会)